

◎新潟県告示第780号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	1者	上三光東城184番 0.02ha
阿賀野市	1者	熊堂野地田459番 0.2ha
胎内市	26者	城塚船戸川崎627番1ほか712筆 71.3ha
聖籠町	7者	上大谷内向坪124番ほか43筆 3.5ha
新潟市	3者	江南区横越上郷1975番1ほか204筆 22.4ha
長岡市	1者	長呂松ノ木野608番1ほか4筆 0.1ha
出雲崎町	2者	稲川滝ヶ入2677番2ほか119筆 2.7ha
十日町市	1者	馬場甲667番ほか4筆 0.1ha
上越市	4者	三和区塔ノ輪876番ほか35筆 4.1ha
妙高市	2者	坂口新田谷内274番1ほか11筆 0.8ha
糸魚川市	6者	谷根大滝3900番ほか131筆 11.4ha
佐渡市	2者	真光寺773番1ほか12筆 1.1ha
合計	56者	1,287筆 117.6ha

2 申請年月日

平成28年6月29日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。